

\*\*\*\*\*

## 株式会社 LIFE CREATE 定款

\*\*\*\*\*

平成20年4月 2日	作成
平成20年4月 4日	公証人認証
平成20年4月14日	会社設立
令和 1年5月 1日	変更
令和 1年5月29日	変更
令和 1年7月31日	変更
令和 3年1月 1日	変更
令和 4年10月25日	変更
令和 5年8月 7日	変更
令和 6年4月30日	変更
令和 7年1月14日	変更
令和 7年3月 7日	変更

# 定 基

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社LIFE CREATEと称し、英文ではLIFE CREAT E Co., Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. スポーツ施設、ヨガ教室及びフィットネスクラブの経営、運営及び管理
2. スポーツ、ヨガ及びフィットネスに係る指導
3. トレーナーの養成、派遣及び講習会開催等の業務
4. スポーツ用品、トレーニング機器の輸入、販売及びリース
5. スポーツ、フィットネス、ヨガ等の健康及び美容に関するプログラム及び機器の研究、開発、販売及び管理
6. エステティックサロン、ネイルサロン、マッサージ店及びアロマテラピー店等健康・美容関連の経営、運営及び管理
7. ヘルスケアに関する情報の収集、管理、分析及び提供
8. ヘルスケアに関する商品の企画、開発並びに販売
9. フランチャイズシステムによる加盟店の募集及び加盟店の指導業務
10. サプリメント、健康食品等の健康補助食品、飲料品、日用雑貨、医薬部外品及び化粧品の輸出入及び販売
11. アプリケーション、ソフトウェアの企画、開発、制作、販売及び管理
12. 人材育成のための研修及びそれらのコンサルティング並びに各種セミナーの企画及び運営
13. 労働者派遣業
14. 有料職業紹介事業
15. 前各号に関する調査、研究、企画等のコンサルティング
16. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を北海道札幌市に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会

2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、30,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を公告するものとする。

### 第3章 株主総会

#### (招 集)

第13条 当会社の株主総会は、定時株主総会及び臨時株主総会とし、定時株主総会は事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

#### (招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会にて定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

2 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会にて定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### (電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に規定する株主総会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができる。ただし、この場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録する。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第20条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会決議をもって、取締役の中から代表取締役1名を選定する。

2 代表取締役は、取締役社長とする。

(業務執行)

第23条 取締役社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役社長の業務を代行する。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会は、取締役社長が招集し、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名をする。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は、3名以上とする。

(監査役の選任の方法)

第31条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

#### (監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### (常勤監査役)

第33条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

#### (監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、監査役会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開くことができる。

#### (監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもっておこなう。

#### (監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。

#### (監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### (監査役の責任免除)

第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第43条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第45条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

## 第8章 附 則

(法令の準拠)

第46条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上